・水道料金【柴田町給水条例第23条】

基本料金(1筒月)

メーター 口径	料金	
13mm	1,089 円	
20mm	2,860 円	
25mm	6,160 円	
30mm	9,900 円	
40mm	21, 230 円	
50mm	37, 950 円	
75mm	110,880 円	
100mm	236, 280 円	
125mm	425, 700 円	
150mm	686, 400 円	

水量料金

種別及び用途		料	金
一般用	1 m³から10m³まで	110	円/m³
	11m³から20m³まで	143	円/m³
	21m³から50m³まで	187	円/m³
	51m ³ 以上	220	円/m³
プール用		187	円/m³
臨時用		506	円/m³

○水道料金の計算のしかた(例)

口径20mmで1箇月の使用水量18m3の場合

①基本料金

2,860 円

②水量料金

1,100 円 $(10m^3$ までとして、 $10m^3 \times 110$ 円)

IJ

1,144 円 (11m³から18m³までとして、8m³×143円)

合 計

5. 104 E

・手数料【柴田町給水条例第29条:特別な事由がない限り還付しない】

項目	手数料の額
町長が給水装置工事の設計をするとき	10,000 円/件
第5条第1項の申し込みを承認するとき(給水装置の新設等)	1,000 円/件
第7条第1項の指定をするとき(指定給水装置工事事業者)	30,000 円/件
第7条第2項の設計審査をするとき	2,000 円/件
第7条第2項の工事検査をするとき	2,000 円/件
第19条第2項の消防演習の立会いをするとき	500 円/件
第33条第2項の確認をするとき(給水装置の基準等確認)	10,000 円/件
催促状を発行するとき	100 円/件
指定給水装置工事事業者証の交付及び再交付するとき	3,000 円/件
国道及び県道内給水管埋設占用の申請をするとき	10,000 円/件

・加入金【柴田町給水条例第30条】

給水管の口径	加入金の額	口径変更の場合
13mm	42,900 円	φ13からφ20にする場合
20mm	92, 400 円	(φ20) (φ13) (差額)
25mm	151,800 円	92,400円-42,900円=49,500円
30mm	231,000 円	
40mm	462,000 円	
50mm	781,000 円	
75mm	2,035,000 円	

※100mm以上は町長が別に定める